

**熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設整備に係る
公募型プロポーザルに関する質疑回答**

	質問事項	回 答
【応募資格に関する事項】		
1	認可保育園の基本設計と実施設計は公共建築の実務経験とみなされるか。	本要項でいう公共建築とは国の機関、地方公共団体又は政府関係若しくはこれに準ずる機関が整備する建築物とする。 認可保育園が上記のいずれかの機関が整備した建築物である場合は、公共建築の実務経験となる。
2	買取型の災害公営住宅は公共建築としての実績にカウントされるか。また、上記のプロジェクトにおいて70㎡の住宅が45棟ある場合、70×45=3150㎡となり、500㎡以上となるか。	買取型的手法で整備された災害公営住宅は公共建築に含まれる。また、延べ床面積は棟単位で500㎡以上とし、ご質問の事例の場合は500㎡以上の実務経験には該当しない。
3	「応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に、延べ床面積500㎡以上の公共建築の基本設計又は実施設計の実務経験（平成31年4月31日までに業務完了したものに限る。）があること。」と記載があるが、総括責任者又は主任技術者が前職で携わった実績で応募することは可能か。	可能。この場合、様式3について備考1のとおり記載すること。
4	応募要項の4. 応募資格③の「延べ床面積500㎡以上の公共建築」とは増築/改築を含まれるか。また、含まれる場合、増改築部分の該当面積(地下含む)が500㎡以上なら問題ないか。	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号から第15号までに定める建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに該当する部分が500㎡以上のものとする。
5	業務実績について、協力事務所として参加した業務についても含まれるか。	業務実績は事業主体と直接契約締結した者（共同企業体（JV）の場合は構成員）に限ることとし、事業主体と直接契約締結していない協力事務所は不可とする。
6	①様式1の中で、応募者が所属する建築士事務所（共同）については、他の応募と二股をかけるはいけないと理解し、協力事務所（予定）、は構造事務所や設備事務所だと想定されますが、この部分は、他の応募者がすでに協力依頼をお願いしているところと重なっても構わないか。	協力事務所が複数の応募者又は共同応募者との協力体制を構築することは可能。
7	⑤応募資格 ①の（共同応募の場合は代表者に限り、以下同じ）の意味は、応募者＝単独応募であり、共同応募＝複数のメンバーで構成された応募者と理解し、共同応募の場合は、その中の代表者のみが一級建築士であり、かつ総括責任者として従事、と理解してよろしいか。	共同応募の場合は、その中の代表者のみが一級建築士であり、かつ総括責任者として従事するという要件を満たせばよい。
8	応募資格として示してある「延べ床面積500㎡以上の公共建築の基本設計又は実施設計の実務経験」の設計種別は災害復旧設計も含めてよろしいか。	質問事項1及び4を参照のこと。